行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　盛武　隆／編集　広報部
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

組織の深化

滋賀県行政書士会　会長　盛武　隆

はじめに

時代の進化と環境の変化に滋賀会は組織的対応を図り時代とともに深化を続けている。

平成29年度定時総会において提案する議案が承認された場合の滋賀会の組織図を見える化し、滋賀会がこれからどのように運営されていくか、何が足りて何が不足しているか、会員各位の理解に資するため、この数年に設置された委員会等の役割について解説する。

部と部会（委員会）と支部

組織運営に必要な基本となる各部の編成を変えるには総会で会則の改正が必要となる。しかし、時代の要請に応じて部会や特別委員会を迅速に設置、廃止するには、理事会での規則の改廃により対応できる。

現在の組織図は資料①のとおりである。平成29年度事業として行政事務受託推進協議会を設置した。滋賀会は国、県、市、独立行政法人等からの行政事務受託が増えつつある。国や県からの業務受託は滋賀会会員が、地方自治体（各市）からの業務受託は支部と支部会員が受け皿となる。地域の活性化に、まさに地域の行政書士が活躍し、市民の信頼を勝ち取ることができるのである。今号は近年の委員会等の設置の背景について解説したい（資料②）。

行政事務受託推進協議会

地方自治体は政府の空家対策特別措置法に基づき「空家等対策計画」を策定し、地域の民間事業者等との連携体制を構築している。これに関して空き家の持ち主の調査報告書と相続関係図等の作成が必要とされている。これは行政書士法に独占業務として定める官公署に提出する権利義務または事実証明に関する書類の作成にあたり、行政書士以外の者が業務とすることができない。

さらに戸籍法に定める各士業の職務上請求書は、正当な業務に限り使用できることとされており、この業務に関して他の士業は正当な業務とはならず職務上請求書を使用できない。

このたび、県下の各市において、このような行政書士法の法的制限のある空き家と不在地主の調査業務および成年後見首長申し立てに係る親族関係図の作成は行政書士でなければ受け皿となり得ないことが認識されたことから、組織的対応が必要となり行政事務受託推進協議会（特別委員会）を設置した。なお成年後見制度特別委員会、経営事項審査業務推進特別委員会の設置も同様の理由による。

経営事項審査業務推進特別委員会

滋賀県からの経営事項審査業務の受託は、行政事務の円滑かつ効率的な推進に資するだけでなく、当該申請書作成を独占業務とする行政書士が、行政に代わり審査する立場として経験することは、とりもなおさず行政の効率化に資する申請書の作成を行うことを学習する場とすることができる。

審査の過程において不備書類の指摘など法的・資格要件を熟知したうえでの申請人に対する質疑応答は、当該申請を行った申請人（事業者）の信頼を強くすることになる。さらに副次的効果として、非行政書士行為の事前防止効果が生じている。

国の業務受託

国の調達業務を受託するには、競争入札参加資格としてプライバシーマークの取得が条件となっている。しかし、行政書士は行政書士法により、守秘義務が法定化されていることから、それがなくても受託できることとなった。このことは行政事務等の役務の受託において、競争市場における資格者としての行政書士の評価を向上させることに寄与している。

滋賀会は防衛省防音対策事業に関する役務業務、国交省からも自動車登録相談業務や封印取付け業務を受託している。

封印管理委員会

道路運送車両法、封印の取付け委託に関する取扱要領等の改正により、行政書士の施封範囲が拡大された。滋賀会が滋賀運輸支局長から、丁種の委託を受けることになった。これに伴い、封印業務を会員に対して再委託する滋賀会の管理業務が新たに加わった。そのため封印取付けに関しての滋賀運輸支局への報告、受託研修不正行為を行った会員に対する再委託の取り消し等監督業務を行うために当該委員会が設置された。

苦情対策特別委員会

行政書士業務の開発、開拓における資質の条件は何よりも制度と組織への信頼性である。会員の営業努力で獲得した業務は、依頼人の信頼を失った場合、業務の依頼を失うがそれは自己責任である。

会員の自己責任の懈怠（けたい）が市民に被害を及ぼし、知事の処分を受ける事態となった。言うまでもなく本人は社会的評価を損ない、信頼性を失い、行政書士として市場から退去せざるを得ない事態となる。

しかし行政処分を受けるのは会員であっても、その会員を指導監督するのは滋賀会であるので、当然に滋賀会の責任が問われ、それは直ちに滋賀会に対する行政と地域住民の信頼を失う事態となる。

これは滋賀会が進めようとする行政事務の受託に大きな影響を及ぼす。行政からの業務受託は調達役務の計画担当課の起案から始まる。そして調達と予算を承認するのは地方議会であり議員である。その信頼性を失った滋賀会に対して、行政事務を委託することは、市民が許さないことになる。すなわちより一層の行政書士倫理の確立が今後の業務推進を左右することになる。

いずれの受託業務であっても、受託を希望する会員は、委員会等の行う研修等を受講し選任されることになる。希望者が多数の場合は選考もあり得るのでご理解いただきい。

おわりに

今後の方向として、行政書士制度の発展、向上のために設置する組織には、前向きな部門もあるが、後ろ向きという部門もある。後ろ向きと言うべきか、いやさらに前向きにするため、行政書士の倫理観の醸成や指導監督の強化も滋賀会の責務となる。これを踏まえ、今後とも会員の行政書士倫理の確立のための法令順守研修は全会員に対して滋賀会の課題として続けなければならない。